

## 検査記録事項等証明書交付の請求者が、所有者に限られる理由

自動車の登録については、所有権の得喪についての第三者対抗要件となるという民事的效果があるため、自動車登録ファイルの記録は広く一般公開する必要があり、何人も登録事項等証明書の交付を受けることができることとされている。

一方、検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に関しては、こうした所有権の公証制度はないため、自動車のファイルを一般に公開することとはされていない。

しかし、平成14年の道路運送車両法の改正により、検査対象軽自動車の所有者に、新たに、解体・輸出等に係る届出の義務が課せられることとなったが、この場合、当該自動車所有者は必ずしも車検証を有しているものではなく(使用者が車検証を返納している場合もある。)、所有者が、届出の対象となる自動車の車台番号や最終的な車両番号等を知ることができるよう検査記録事項等証明書の交付を受けることができることとしたものである。

※関係法令 道路運送車両法 抜粋(平成17年1月1日施行)

(証明書の交付)

### 第72条の3

検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第72条第1項に規定する軽自動車ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

国土交通省 北海道運輸局

住所 : 〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎

国土交通省(法人番号 2000012100001)

Copyright© Hokkaido District

Transport Bureau